

## 日本の大学図書館における学部生のための学習関連図書群と 蔵書構築のためのシラバス利用の現状

西浦ミナ子\*、佐藤 翔\*、原田隆史\*、逸村 裕\*\*

### Current State of Book Collections for Undergraduate Students and the Usage of Syllabi for Collection Development at Academic Universities in Japan

NISHIURA Minako, SATO Sho, HARADA Takashi, ITSUMURA Hiroshi

#### 抄録

本研究では、日本の大学図書館における学習関連図書群の設置・運用とシラバス利用（授業との連携）の現状や傾向を明らかにすることを目的とし、2021年8月～2022年3月に以下の調査を実施した：①日本の大学767校を対象とし、ウェブ上で公開されている各大学の情報を収集する量的調査（ウェブ調査）、②図書館員27名（18大学）を対象にした半構造化インタビュー、③6名の大学教員（3大学）が担当する11科目の履修学生713名を対象とした質問紙調査（256名から回答があり、有効回答率は34.8%）。結果として、767大学の内約6割の大学に学習関連図書群が確認できること、その内4割程度が指定図書に近い図書群であること、日本の大学図書館の指定図書は選択必読性の強いもので、必ずしも課題と結びつかないこと、シラバスを選書ツールとして利用する館は多いがシラバスに必読書が未掲載である場合があること、学部生は必読でなければシラバス掲載図書を読まない傾向にあること、などが明らかになった。シラバスのより効果的な活用には、教員との協働による授業課題との連携や、シラバス資料欄の整備等が求められる。

#### Abstract

This study aimed to identify the current state and trends in the management of resource collections related to undergraduate courses and the usage of course syllabi as a tool for book selection at the academic libraries in Japan. The following three sets of research have been conducted from August 2021 to March 2022: 1) Internet-based data collection research (quantitative research), in which related information publicly available on 767 university websites and other relevant sites was gathered, 2) Semi-structured interviews with 27 librarians from 18 academic libraries, 3) Questionnaire survey with 256 responses (34.8% valid response rate) from 713 undergraduate students belonging to three private universities. Results showed that around 60% of the libraries at 767 universities were offering some resource collections, especially for undergraduate education; 40% of those collections can be categorized into “reserved books” supporting the undergraduate curriculum. Additionally, Japanese style reserved books are not necessarily required for class assignments but rather optional or unrelated. Results also indicated that many libraries use syllabi as a book selection tool, but often information of the required books is not given in the syllabi, and undergraduate students tend not to read the books listed in the syllabi unless they are so required.

\* 同志社大学免許資格課程センター  
Center for License and Qualification,  
Doshisha University

\*\* 筑波大学図書館情報メディア系  
Faculty of Library, Information and Media Science,  
University of Tsukuba

## 1. 序論

### 1.1 研究背景

大学図書館は、教育機関である大学に属する施設であることから、大学の教育方針に沿って、学生の学習成果の向上に貢献することを目的としたサービスの展開が期待される。蔵書構成の面でも、文部科学省令「大学設置基準」(昭和31年10月22日文部省令第28号[1991年、2006年など数次の改正を経た])の第38条に「大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする」と明記されているように、学部の種類、規模等に応じ、教育研究上必要な構成が意識される。学生の学習成果の向上、学習行動に対する良い影響に繋がるように、多くの大学図書館が「学習参考図書」、「教員推薦図書」、「教養図書」など様々な名称で学習関連図書群(総称して学生用図書と呼ばれる場合が多いが、一部の図書群に「学生用図書」と名称が付いている場合があるため、本稿では総称として「学習関連図書群」を用いる)を設置している。授業とは関係なく大学生としての知識・教養を身に付けることを目的とした図書群(図1の③)の他に、大学の授業との連携を重視した学習関連図書群(図1の①、②)の設置に力を入れている大学図書館もある。授業に関連のある蔵書を構築する際は、授業計画であるシラバスを活用する館も増えつつある。北米ではシラバスを用いた蔵書構築や分析・評価は長く行われており、シラバスが大学図書館員にとって、授業に関連した資料(図1の①、②)の追加、教員とのコミュニケーションなどに非常に役立つ情報源であることが報告されている<sup>1)2)3)</sup>。

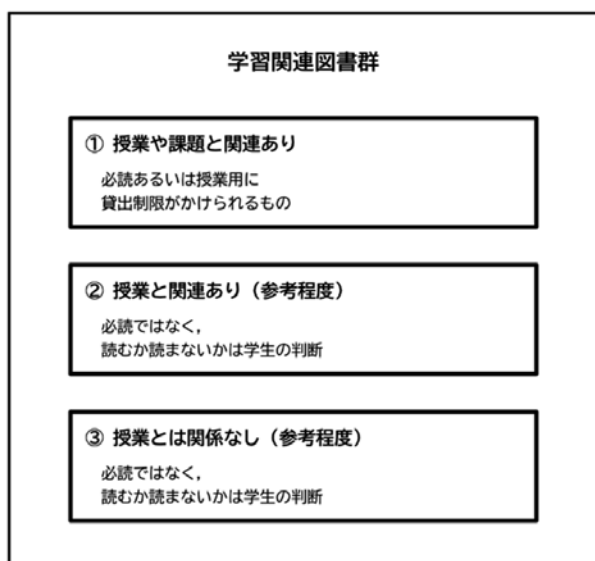


図1. 大学図書館における学習関連図書群の種類

日本の大学図書館の学習支援に対する評価では、北米から導入された「指定図書制度」(図1の①)の定着率の低さが以前より指摘されるなど、教育制度や教員の講義スタイルが変わらない限り、大学図書館が授業と深く関わりを持つことは難しいとする論調が目立つ。

蔵書構築におけるシラバスの活用も、テキストや参考書の確認に留まっている可能性が高い。長澤(2002)<sup>4)</sup>は、「実際には、シラバスに示されている文献は参考程度のもが多く、必ずしも授業法の改善と組み合わせた必読文献ではない」と指摘している。このことは、シラバスの文献欄に挙げられた図書を参考(図1の②)にするだけでは、学生の学習成果に資する蔵書構築に繋げることが難しいことを示唆している。

### 1.2 問題意識

日本の大学図書館における「指定図書制度」の定着率の低さや、シラバスに記載の文献には参考程度のもが多いとの指摘は複数の文献で散見され、実態を反映していると考えられるが、関連文献の多くは、個別の館についての状況を記録した事例報告にとどまっており、日本の大学図書館全体に対して行われた実態調査は少ない。「指定図書制度」への取り組みが活発であった頃に遡れば、北島(1966)<sup>5)</sup>が1961年に日本図書館協会が実施した「指定図書制度」についての調査結果に触れ、「この制度を全学的に採用している大学」は41.9%で、「他は特定の学部、一部の教官にすぎない」ことを報告している。1965年に文部省情報図書館課が実施した調査では、国立4年制大学の80.6%が指定図書制度を実施しているものの、「この制度を採用している国立大学の教官は全教官の17.3%にすぎず、この制度の趣旨が十分に理解されず、実験的段階にある」<sup>5)</sup>ことが指摘された。その後、三浦(2002)<sup>6)</sup>の質問紙調査から、2001年時点で「指定図書制度」を実施している大学が約48%(有効回答数470中226)であることが明らかにされた。しかしこの調査では、設置母体別の分析等は行っておらず、全体の実施率しか把握できない。

資料の電子化が進む昨今、特に2020年国内でのCOVID-19流行以降、教員、学生ともに図書館に足を運ぶことが難しくなったことから、シラバス掲載資料を電子書籍で購入・提供する館が以前よりも増えていると予想される。電子書籍であれば複本の心配も要らず、多くの学生が利用することができるため、「指定図書制度」の需要は減少するという考え方もあるかもしれない。しかし、長澤(2002)<sup>4)</sup>による「必読文献でない文献」で「学生の読みを動機づけるのは難しい」という指摘を踏まえ

ると、シラバス利用に加えて、教員が授業の課題と連動させ、図書館資源の利用を促す指定図書制度との併用が効果的とも考えられる。

現在、このような視点から学部生に対する教育・学習支援の強化を議論する際に、日本の大学図書館における指定図書制度を含む学習関連図書群の整備・運用状況を、包括的に把握できる基礎的データがほとんどない。大学の設置者（国立・公立・私立）、規模、学問領域等によって図書館の蔵書構成、収書方法、指定図書制度の必要性などが異なるとは言え、日本の大学図書館全体としての傾向や特徴を把握することは、今後の学習関連図書群のあり方を検討する際に有用であると考ええる。しかし現時点で確認できる先行研究、関連文献の多くが個々の館の状況や事例報告に留まり、全体としての傾向を掴むことが困難である。一部の大規模な調査は年代が古いため現在の状況を反映しているとは言えず、日本の大学図書館が、蔵書構築や資料提供の面で、学部生の学習支援にいかに関与しているのか不透明な状況にある。

### 1.3 本研究の目的

本研究では、日本の大学図書館において、シラバスや授業との連携がどの程度定着しているか、学習関連図書群の構築、授業や課題のための蔵書提供に向けた取り組みの面から、実情を明らかにすることを目的とし、以下4点のリサーチクエスション（RQ1～4）を設定した。

- RQ1. 「指定図書制度」あるいは類似の制度（授業で指定した必読書（図1の①）を図書館に設置）を採用している大学図書館はどの程度あり、どのような傾向が見られるか
- RQ2. 「指定図書制度」が採用されていない場合、「シラバス掲載図書」あるいはその他の学習関連図書（図1の②と③）を収集・整備している大学図書館はどの程度あり、どのような傾向が見られるか
- RQ3. シラバスは学習関連図書群の整備にどのように活用されているか
- RQ4. 学部生は必読書（図1の①）やシラバス掲載資料（図1の②）をどのように認識し、利用しているのか

## 2. 関連文献

### 2.1 指定図書制度に関する関連文献

#### 2.1.1 指定図書制度の定義について

青野（1959）<sup>7)</sup>は、「指定書制度は、字義通りには、教

師の講義に関連して学生に必ず読むべきものとして指定された文献を、図書館において別置し、独自の整理と運用方法で学生に利用させる方法」であり、「レファレンスや自由接架式が図書館それ自身の方法であるのとは違って、指定書制度は、教授の方法そのものである」と記している。

新坂（1960）<sup>8)</sup>は「指定図書」の主目的として「図書館学習と教室学習との同時性」を挙げ、「指定図書は大学の講義に関連して、学生が教授から必読する事を命ぜられた図書」と説明している。

梶井（1963）<sup>9)</sup>では、青野（1959）<sup>7)</sup>と同じ定義を用いた上で、「大学に於て行なわれる授業上の要求に応じて、図書館の中に生れ、発達してきた方法」で、「教授との全面的な協力があって初めて出来るもの」と補足している。

岩猿（1966）<sup>10)</sup>は、「教官が学生に読書課題を出し、その対象となった図書には学生の利用が集中することから、図書館側では一般閲覧用から区別し、保留しておく（reserved）図書」（reserved book, reserve book）と説明している。

北島（1966）<sup>5)</sup>も「講義に関連して教官から必読すべきものと指定された文献の運営制度であり、新制大学における教育制度の大きな特質をなすものである」としている。

以上のように、日本で指定図書制度が始まった当初の文献から、厳密な意味での「指定図書」とは「大学の授業に関連させて担当教員が教科書以外で学生に必読として課す図書」と定義づけられる。しかしこの定義で指定図書制度が運用されている大学は日本ではほとんどなく、例外として挙げられるのが国際基督教大学（ICU）である<sup>9)11)12)</sup>。ICUは指定図書に限らず、教員から講義の概要やリザーブ・ブック・リストを入手し<sup>13)14)</sup>、大学の講義科目と連動したサービスを1953年の開学より行っている大学である。ICU以外の大学における指定図書制度がどのような状況であったのか、国立の琉球大学<sup>15)</sup>、岡山大学<sup>16)</sup>、私立の神戸女子薬科大学<sup>17)</sup>などの事例調査から確認する。

石川（1965）<sup>15)</sup>は、教員によるテキスト中心の教授形態が多いことや、リザーブ・ブック制度の設置率、制度に対する教員の関心、学生に必読を求めるレベルなどが低いことを指摘している。また、学生が「副専攻及び専攻関連分野の図書について…「必らず読む」という者は9.1%で、87.1%は時々読むという態度でかたづけている」ことを問題視している。

野田（1973）<sup>16)</sup>によると、指定図書制度に対する教官

および学生の意識には、「講義の理解度を深めることができる」など肯定的なものも多いが、「“自主的な学習活動を阻害”し“真理探究の行動性を自らの手によって解決する心を失う”」という否定的な意見もある。これを踏まえた上で、岡山大学の指定図書は「選択必読性の強いもので累積型を指向しており、これが日本の大学における指定図書の現実の姿」とし、「欧米型とは異なったものである」が、「累積型選択必読の指定図書制度は、日本の大学教育の現状～教員の意識～に最も適した方法といえる」と述べている。野田の言う「選択必読の指定図書制度」とは、指定図書と一般図書を併用する形で「指定図書を特定のものだけに限ることをさけて」、「数多く整備して、必要な時期に必読を指定し、あるいは平常においてもその中から選択して読ませる方法」であり、「厳密な意味でリザーブされたものでない」とされている。つまり学生にとっても図書館員にとっても「必読書と推せん書は区別の必要がない」状態になる可能性が高い方法である。

松尾 (1970)<sup>17)</sup>は、教師の指定書利用要求に強弱があることを指摘し、「指定箇所を試験に出したり、それを利用する実習をさせる」ものは「強制型」、「暇があれば読みなさい式」は「推奨型」、「指定以来一言も触れない」ものは「放任型」あるいは「忘却型」と名付け、3つの型に分類している。「現状では指定図書から試験の出題されることは極めてまれであるから学生の成績は指定図書を勉強してもしなくても大差はない」ことを考えると、「強制型」は極めて少なく、「推奨型」や「放任型」が主流であると分かる。

この3大学の指定図書制度の共通点は、必ずしも「必読」でなく、授業の内容や課題と密接に連動していると言えない点であり、ICUのリザーブ・ブック制度とは明らかに異なる。

高鳥 & 津田 (1985)<sup>18)</sup>では、「指定図書 (reserved book)」という言葉は、図書館の一般の貸出図書とは別置して保管され、大学の講義に関連して学生に読書をすすめる図書の意味に用いられている」とされ、1950～1970年代の定義に含まれていた「必読」の言葉はなく、「すすめる図書」とされる点が特徴的である。

『図書館情報学用語辞典 第5版』(2020)<sup>19)</sup>でも、「指定図書制度」とは「大学図書館において、教員の作成する指定図書リストにより収集し、別置されている資料群を管理する制度…」と説明されており、ここでも「必読」の文字は見られず、授業・講義との関連性についても言及はない。

この変化について、北米から日本に導入された当初に

想定された「指定図書」が、その後、日本の大学図書館に馴染む過程で、定義に揺れが出てきた可能性が考えられる。

## 2.1.2 指定図書の名称について

「指定図書」の名称は、「指定書」「reserved book (reserve book)」「リザーブ・ブック」などがあり、統一されていない。1966年の時点で北島は「JLA 調査によると「指定図書」または「リザーブ・ブック」と称している大学が、この制度を採用している117大学のうち48大学 (41.0%) でもっとも多い。その他「参考書」・「指定参考書」・「学生図書」等が用いられているが、やや紛らわしい」<sup>5)</sup>と記載している。「リザーブ・ブック」の表記にも近川 (1961)<sup>13)</sup>のように中黒を入れる表記もあれば、石川 (1965)<sup>15)</sup>のように「リザーブ」と「ブック」の間に半角スペースを入れる表記もある。(本稿で引用する場合、記述は参照元による)。琉球大学附属図書館の事例のように、「リザーブブックは、学生に絶対に読むことを Required したのではなく、それは奨励的な、参考書的な意味をもった利用」<sup>15)</sup>となっている場合もあったと思われる。

このような名称や定義の混乱は、現在でも残っていると考えられるため、調査を実施するには注意を要する。

## 2.1.3 日本の大学図書館における指定図書制度の流れ

北島 (1966)<sup>5)</sup>によると、「日本の大学図書館における指定図書制度は、おそらく東京大学が昭和4年に始めたのが嚆矢」で、「大正14年当時の姉崎正治教授のもとで立案・検討され、本館復興直後の昭和4年に実施…」とされる。阪田 (1989)<sup>20)</sup>にも、同様の記載がある。続いて京都大学が「昭和5年 (1930) 4月から、開架式で指定書を置」<sup>21)</sup>き、その後「昭和35年頃より急速に増加」<sup>5)</sup>し、1965 (昭和40) 年には「国立大学の八〇・六%が実施にふみきり」、1966 (昭和41) 年以降は「文部省が予算措置を講じ、全国の国立大学を対象に段階的に実施するに及び、急速に発展」<sup>12)</sup>した。

柴田 (2002)<sup>22)</sup>は、当時の動きに関して「大学図書館が大学教育に積極的に関わりを持とうとしたムーブメント」であり「教員に積極的に働きかけ、予算の獲得を図書館独自で目指し、結果を教育体制そのものに反映させようとして壮大な計画」であったと評価している。しかし、「旧来型の教育を当然と考えていた」教員側にはこれを受入れる素地が無く、「テキストと同時に「指定図書」を上手に授業に組み込めることは少なかった」ため、結果的に「会計検査院から無駄遣いと指摘される」に及び、

縮小せざるを得なかった経緯が説明されている。指定図書制度が日本で定着しなかったという見方は他の多くの文献<sup>7)9)10)11)15)19)23)</sup>で見られる。

指定図書が日本の大学教育に馴染まないとする批判がある一方で、この制度が定着してきたとする意見も一部では見られた<sup>17)18)24)</sup>。しかし、指定図書制度が日本の大学図書館に定着しているという論調は主流とは言えない。2000年代に入っても、国際基督教大学（ICU）図書館のリザーブブック制度などが報告された黒澤（2004）<sup>25)</sup>などは、本来の指定図書制度が定着した数少ない成功例として捉えられ、指定図書制度が日本全国の大学図書館で定着している制度として説明された文献は見当たらない。

#### 2.1.4 指定図書制度とシラバス

指定図書制度は、教員・授業と図書館との連携が前提であるため、授業計画であるシラバス（講義要綱、講義概要など）は、授業を知る情報源として図書館員に利用されることが多い<sup>8)13)</sup>。

長澤（2002）<sup>4)</sup>は、シラバスについての議論について文献調査を行い、「教員が求めるシラバスの機能」を4つにまとめた。その内の1つは「シラバスに示された文献を学生が効率よく利用するには、指定図書制度が有効」とするもので、「シラバスを機能させるひとつの方法として、図書館における指定図書の整備が提案されている」ことから、指定図書制度とシラバスとの相乗効果に対する期待が示唆されている。

### 2.2 大学図書館とシラバス利用に関する関連文献

1991年の「大学設置基準の大綱化」の後、「大学審議会答申（1991年）の「大学教育の改善について」においてシラバスの充実」<sup>26)</sup>が取り上げられるなど、シラバスの整備が進むに伴い、大学図書館における選書、蔵書構築に「シラバス」は重要なツールとして注目されるようになる。

しかし2005年頃でも、大規模大学などではシラバスが「学部単位で整備されること」<sup>27)</sup>が一因となり、「シラバスと連携した図書情報検索」のサービス提供は進まなかった。一方で、「図書館の授業テキスト・参考書に関する重要性に関する認識が高いため」<sup>27)</sup>、当時から「シラバス掲載図書のリスト」を作成している大学はかなりの多かったとされる。このリストの「作成に要する労力は、おそらく相当なものと思像される」が、遠藤ら（2006）が開発したシステムを利用することで、「大学図書館側で、シラバスから手作業で参考書を抽出する必要がなく

な」り、「図書データ入力、…ワンクリック送信で簡単に行うことが可能であり、教官の手間も最小にすることができる」<sup>27)</sup>と、シラバス掲載図書リスト作成の労力軽減について提案している。

眞喜志（2008）<sup>28)</sup>は、「教科書・参考書などの指定書」や「教員が紹介した資料」に関して、「既に利用されていると、図書館にはほかにも同じような内容で学習に利用できる資料があるにもかかわらず、資料探しをあきらめてしまう学生が多い」としている。この問題は、2.1.1で紹介した野田（1973）<sup>16)</sup>や松尾（1970）<sup>17)</sup>で明らかにされた指定図書制度の問題と類似しており、これを解決するための一つの方策として「シラバス型パスファインダー」が作成された。「図書館員個人の経験や能力差、人材不足などに影響されることなく、一定レベルを保持した情報を提供できる」ことや「教員とのコミュニケーション（連携）が深まること」<sup>28)</sup>も利点として挙げられている。

中林（2012）<sup>29)</sup>は、明治大学では「図書館員だけですべての教員から協力を得ることは現実的に不可能」であるため、シラバスに付与したNDC分類を用いて「授業の主題と図書館資料をダイレクトに結び付け、新しい資料検索手法を提供する」システムは、「ある程度網羅的な授業に関連する資料リストを教員の協力なくOPAC経由で学生へと提供」できる点で利便性があるとしている。また「教員の協力が得られる場合は精度の高い資料リストを作成し、そうでない場合にはシステムでの網羅的な資料リストを提供するという2段階運用」で「利用者サービスの大幅な拡大」も期待される。

片岡ら（2011）<sup>30)</sup>は、「シラバス連携」の問題として、「学務系システムと図書館システムとでは、…共通IDでログインすることはできても、システム自体は全く別物である」ことを挙げている。図書館システム側からの改良としては、「シラバスからOPACへとリンクして、本の情報を見ることができる」CARIN-i（カリン・アイ）が紹介され、少しずつ学務システムと図書館システムの連携の兆しが見られるとされる。

シラバス利用は、教員との協働に繋げられる一方で、教員の協力が得られない場合にも授業に関連した選書ツールとなる。Web技術の向上に伴い、図書館や教員の手間を最小限にできる可能性もあるため、指定図書と比べて日本の大学図書館との親和性は高いと思われる。しかし、「必読文献でない文献」で「学生の読みを動機づけるのは難しい」<sup>4)</sup>ことから、学部生に対する教育・学習支援という観点からは、教員が授業の課題と連動させ、図書館資源の利用を促す指定図書制度との併用が効

果的とも考えられる。いずれにせよ、日本の大学図書館で指定図書やシラバス掲載図書などを提供している館の割合や傾向などを調査した文献はなく、全体像は不明である。

### 3. 調査手法

本研究では、ウェブ調査、インタビュー調査、質問紙調査の3つの調査手法を採用する。ヒトを対象とするインタビューと質問紙調査は筑波大学図書館情報メディア系倫理審査委員会の承認（研究倫理審査（第21-93号、第21-131号））を得た。①「学部生の授業と図書館の蔵書構築」、②「学部生に対する図書館の学習支援サービス」、③「学部生を教える教員に対する図書館の教育支援サービス」の3つの調査トピックを設定した調査であるが、本稿でまとめるのは①についての結果である。

#### 3.1 ウェブ調査の概要

本調査におけるウェブ調査とは、調査者が各大学のHPやウェブ上で公開されている情報源から必要な情報を収集する量的調査の手法を指す。現在HPを持たない学士課程の大学は無く、ウェブ上で何らかの情報発信を行っている。図書館の専用ページを持たない大学はあるが、その場合にも大学の「情報公開」のページで大学の自己点検報告書などが公開されており、図書館に関する情報が含まれている。SNSで公式アカウントを持つ図書館も増えており、ウェブ上で大学図書館についての情報を入手することは以前に比べて容易である。公開中のデータを収集する方法であれば、調査対象の手を煩わせることなく大規模な調査が可能である。ただし、ウェブ上の情報の有無と、実際のサービスの有無が一致しない場合も考えられるため、調査結果を見る際にはそのことを考慮に入れた上での解釈が必要となる。

調査候補となる大学は、2021年度に入手可能であった文部科学省「学術情報基盤実態調査」の「付表1 規模別大学一覧表（2020年5月1日現在）」に掲載されている国公私立大学（801校）である。本調査では「大学（学士課程）」の学生に対する大学図書館の教育・学習支援サービスに焦点をあてることから、「大学院大学」と「専門職大学」の34校は除外し、767校を有効な調査対象とした。

「規模別大学一覧表」では、国立、公立、私立それぞれの大学がA（8学部以上）、B（5～7学部）、C（2～4学部）、D（単科大学）の規模に分類されている。この内訳を示したものが図2である。

公立A規模大学は1校しかなく、そのままでは大学が特定されてしまうため、データ分析を行う際には公立B規模大学と統合する。

ウェブ調査は2021年8月～2022年2月の間に767大学全ての情報入力を完了した。情報収集及び入力作業は手作業であり、入力作業を行った人数は延べ20名である。作業内容や判断基準をできる限り統一するため、作業協力者には、調査者が作成したマニュアルを配布し、全員がそれを読んだ上で作業にあたった。

ウェブ調査の情報源は、各大学の図書館HPを最優先としたが、独立した図書館HPを持たない大学もあり、また図書館HPがあっても掲載情報量が十分でないことも多いため、対象とする情報源の範囲は広く設定した。マニュアルには調査対象とする情報源を優先順位の高いものから下記1～5のようにリストアップした。

1. 対象の大学図書館のHP
2. 対象の大学の「施設・設備」のページ
3. 対象の大学のHP全体
4. 対象の大学の公開資料

『事業計画』、『事業報告書』、『大学機関別認証評価報告書』、『自己点検・評価報告書』など。その他、『学生便覧』、『大学年報』、『図書館年報』、『図書館利用案内』など、その大学が発行した資料

5. 対象の大学や図書館のSNS

また、収集する情報は、「指定図書」や「シラバス掲載図書」などの有無が中心であるが、作業マニュアルでは「名称だけでは実態が把握できないため、「指定図書」という名称に拘らず、その他の学習関連図書群についても、その名称を入力し、それに対する定義や説明が見つかれば、備考欄に記入」するよう指示した。入力データのダブルチェックは調査者1名で行い、データのクリーニングが全て終了したのは2022年3月上旬である。

調査対象の大学図書館について、規模別の傾向を捉え

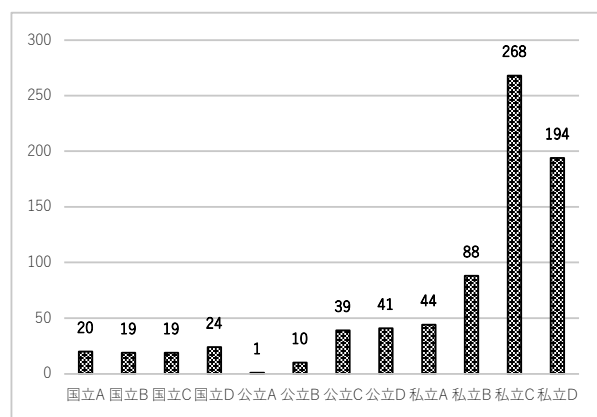


図2. 調査対象：規模別大学数（n=767）

るために、『日本の図書館：統計と名簿 2019』（電子媒体版）<sup>31)</sup>のデータを利用した。対象大学は2020年5月1日時点の「規模別大学一覧表」に掲載の大学であるため、『日本の図書館：統計と名簿2019』の集計よりも後に開校された大学（2件）のデータは含まれない。

加えて、『日本の図書館』の調査票に未回答の図書館もあるため、767大学の内、計30大学の基礎データが『日本の図書館：統計と名簿 2019』に収録されていない。その半数の15大学は、『日本の図書館：統計と名簿 2020』<sup>32)</sup>へデータを提供しているため、これら15大学（2%）に関しては2020（冊子体）のデータを用いる。残り15大学（2%）については、基礎データを用いた分析の際には除外するため、母数は752となる。除外される大学15校に該当する大学は、私立B～D規模大学に偏っている（私立Bが1、Cが2、Dが12校）。なお、『日本の図書館：統計と名簿』の2019と2020にデータの掲載がある大学でも、項目によっては無回答の場合があるため、母数は752から多少変動する。

図3は「奉仕対象学生総数」、「蔵書数」、「図書館費総額」を種別（設置母体・規模）ごとに平均値をまとめたものである。各項目に回答無しが4件、2件、18件あるため、母数は748、750、734である。全体的に規模が大きいほど平均値が高くなり、設置母体では公立⇒私立⇒国立の順に、平均値が高くなる傾向が見られる。

### 3.2 インタビュー調査の概要

インタビュー調査の期間は2021年12月末から2022年3月、対象者は18の大学図書館の図書館員27名で、半構造化インタビューの形をとった。協力館の設置母体、規模、

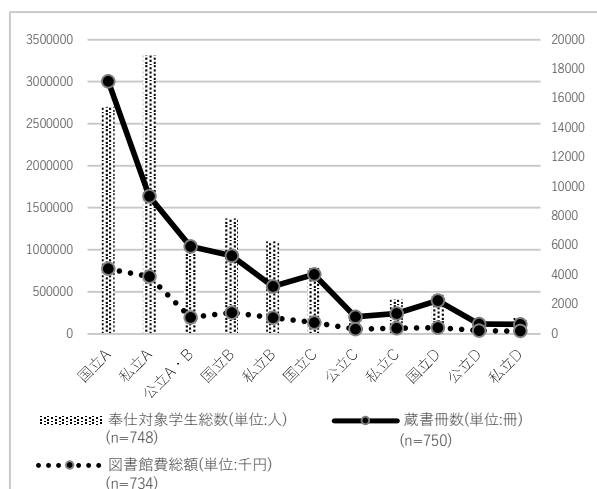


図3. 奉仕対象学生総数、蔵書数、図書館費：平均  
※左軸が「蔵書数」（単位：冊）と「図書館費」（単位：千円）、右軸が「奉仕対象学生総数」（単位：人）を表す。

地域、調査への参加人数は表1にまとめた。

対象館の選定は、ウェブ調査の結果から、国公立のそれぞれ同規模の大学間で予算、蔵書数などの基礎データやサービス提供数などに平均を上回る要素、あるいは特徴的な要素が認められる館を確認した上、ウェブ上で問い合わせ先が入手できる館にメールで依頼状を送付した。依頼状には「新型コロナウイルス感染症対策としてZoomでの遠隔インタビューになること」を明記した。研究計画の概要や個人情報保護の方法に関する事項、インフォームド・コンセントに関する事項などを記載した「同意書」も併せて送付し、全てにおいて同意が得られた館に対してインタビューを実施した。1対1のインタビューを基本としたが、希望があった場合には複数でご参加いただいた。また1館（L10）は直接のインタビューではなく「文書回答であれば可」であったため、文書でのやりとりを行った。

協力者の図書館勤務年数（27名の内20名から確認）は、1年半から40年まで様々であったが平均すると約19年である。全協力者が大学図書館の専従職員であり、係員、係長、主任、主幹、副課長、事務長、課長、参事、図書館長など、様々な職位の方にご協力を賜った。

### 3.3 質問紙調査の概要

質問紙調査はウェブ上で学部生を対象に実施した。授業で図書館について学ぶ学部生と、そうでない場合で図書館に対する意識や利用法などが異なる可能性を考慮し、「図書館が関係する授業」の代表を司書科目として、

表1. インタビュー調査へのご協力館（図書館員）

| 通番  | 設置母体 | 規模  | 地域    | 参加人数    |
|-----|------|-----|-------|---------|
| L1  | 国    | A   | 関東    | 3       |
| L2  | 国    | B   | 九州・沖縄 | 1       |
| L3  | 国    | C   | 関西    | 1       |
| L4  | 国    | D   | 中部    | 1       |
| L5  | 公    | A・B | 関西    | 1       |
| L6  | 公    | A・B | 関東    | 3       |
| L7  | 公    | A・B | 関東    | 2       |
| L8  | 公    | C   | 中部    | 1       |
| L9  | 公    | D   | 東北    | 1       |
| L10 | 私    | A   | 関西    | 1（文書回答） |
| L11 | 私    | A   | 中部    | 1       |
| L12 | 私    | A   | 中部    | 1       |
| L13 | 私    | A   | 関東    | 5       |
| L14 | 私    | B   | 中部    | 1       |
| L15 | 私    | B   | 関東    | 1       |
| L16 | 私    | C   | 九州・沖縄 | 1       |
| L17 | 私    | D   | 関東    | 1       |
| L18 | 私    | D   | 関東    | 1       |

これを履修する学部生と、「図書館が関係しない授業」を履修する学部生を対象とした。授業担当者の協力を得る必要があることから、連絡先を入手できた教員に対して、授業内での質問紙調査実施の依頼を送付し、協力いただける旨のご返信があれば、Google フォームで作成したオンラインアンケートのリンクを送付し、調査実施をお願いした。実施期間は2021年12月末～2022年2月上旬で、授業での告知のタイミング等は担当教員に一任した。回答者である学部生の調査への同意は、アンケートのトップページに掲載の研究目的、個人情報保護の方法に関する事項などを read した上で、「同意する」を選択し、回答を提出した場合に同意を得たものとした。最終的に3大学6名の教員が担当する11科目で協力を得ることができた。11科目を大きく分類すると、「司書科目」「英語科目」「理数統計科目」の3種類に分けられ、対象となる履修学生数の合計は713名であった。その内回収できた回答は256件、回収率は35.9%であった。内8件は「同意しない」が選択されていたため、有効な回答は248件（有効回答率34.8%）である。この内訳を示したものが表2である。英語科目が最も多く136件、司書科目が90件、理数統計科目は22件であった。

授業科目は必ずしも回答者の所属分野を反映しないため、回答者の所属学部を元に、4つの学問領域（人文学、

社会科学、STM、総合領域）に分類したものを表3に示す。学問領域は社会科学に偏りがある。

回答者の学年を集計したものは表4である。1年次の割合が最も多く約45%、2年次と3年次は約22%、26%で各2割程度、4年次以上は約7%と少ない。

## 4. 調査結果

### 4.1 ウェブ調査から得られた結果

#### 4.1.1 学習関連図書群の有無：名称から

767大学中、何らかの学習関連図書群の情報がウェブ上で確認できたのは、470大学（61.3%）であった。最も多かったのは国立大学で81.7%、次に私立大学の60.3%、公立大学は49.5%であった。

大学種別ごとに割合を示した図4を見ると、国公立共に規模が大きいほど割合が高いことが分かる。国立A、B規模大学ではおよそ95%、C規模では73.7%、D規模では66.7%となっている。私立でもA規模大学では93.2%だが、B規模では68.2%、C規模では6割を切り59.0%、D規模では51%と低くなる。全体では5割に届かない公立大学も、A・B規模大学では72.7%と高い割合を示し、C規模、D規模では約46%である。

次に、学習関連図書群「有り」と確認できた470大学について、学習関連図書群の名称を集計する。その際、本来の「指定図書」を思わせる学習図書群（図1の①）を名称1とし、必読レベルではないと思われる参考図書、推薦図書、シラバス掲載図書のような学習図書群（図1の②と③）を名称2として分類する。教科書は授業に必須のものではあるが、課題として必読に指定され、複本を図書館で認める指定図書のような性格のものではないため名称2に分類する。これをまとめたものが表5である。

表5の分類に基づき学習関連図書群の名称を集計すると全体的には名称1の割合が約56%（264/470）で、名

表2. 質問紙調査回答者の内訳 (n=248)

| 連番 | 設置母体 | 規模 | 地域 | 図書館が関係する科目 |       | 図書館が関係しない科目 |       |    |
|----|------|----|----|------------|-------|-------------|-------|----|
|    |      |    |    | 司書科目       | 英語科目  | 理数科目        |       |    |
| S1 | 私    | A  | 関西 | 31         | 12.5% | 136         | 54.8% | —  |
| S2 | 私    | A  | 関西 | 31         | 12.5% | —           | —     | 22 |
| S3 | 私    | B  | 関東 | 28         | 11.3% | —           | —     | —  |

表3. 質問紙調査回答者：学問領域の内訳 (n=248)

| 学問領域 | 回答者数 | 割合     |
|------|------|--------|
| 人文学  | 47   | 19.0%  |
| 社会科学 | 163  | 65.7%  |
| STM  | 3    | 1.2%   |
| 総合領域 | 35   | 14.1%  |
| 合計   | 248  | 100.0% |

表4. 質問紙調査回答者：学年の内訳 (n=248)

| 学年  | 回答者数 | 割合     |
|-----|------|--------|
| 1年次 | 112  | 45.2%  |
| 2年次 | 55   | 22.2%  |
| 3年次 | 64   | 25.8%  |
| 4年次 | 16   | 6.5%   |
| 5年次 | 1    | 0.4%   |
| 合計  | 248  | 100.0% |

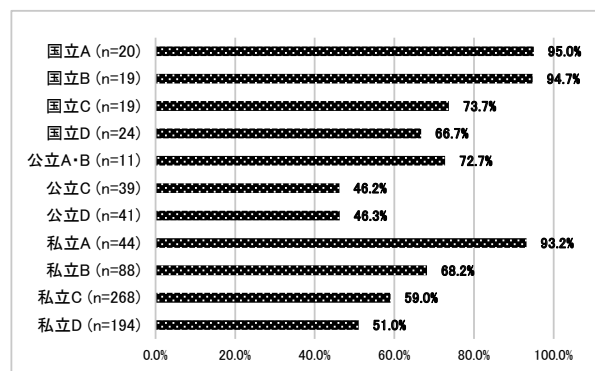


図4. 学習関連図書群有りの割合 (n=767)



称2が約44%（206/470）と、僅かだが名称1の割合が大きい。これを大学種別ごとに集計したものを図5に示す。

国立大学を見ると、A～D規模まで、名称1の割合が40%未満と低く、名称2に分類された図書群が6～8割を占めている。これに関しては規模が大きいほど割合が高いわけではない。公立は国立と異なり、A・BとD規模大学は名称1の割合がそれぞれ75%、84.2%と高く、44.4%のC規模でも国立A規模大学の36.8%より高い割合である。私立も、公立ほどではないが、名称1の割合の方が高く、A規模が70.7%、C規模が62.7%、BとD規模はほぼ同じで約55%である。国立大学のみ、名称1の割合が圧倒的に低いという傾向が見られた。また国立大学は、名称2の中でも特に「シラバス」が含まれる名称の割合が62.7%もあり、公立13.3%、私立21.5%と比較すると、「シラバス掲載図書」などの名称の学習関連

図書群を設置する割合がかなり大きい。

#### 4.1.2 学習関連図書群の分類：定義から

4.1.1では、名称から学習関連図書群の分類を行ったが、2.1.1の「指定図書制度の定義について」で確認したように、「大学の授業に関連させて担当教員が教科書以外で学生に必読として課す図書」という本来の指定図書の定義とは異なる「学生にすすめる」程度の意味で用いられている「指定図書」が存在する事例も多い。図書群に付けられた名称と定義（ウェブ上の情報源に記載された説明）、実際の運用が一致していない可能性が考えられる。これを確認するために、学習関連図書群に対する定義あるいは説明の記載がウェブ上で入手できれば、名称と共にフォームに入力をした。定義等が確認できた大学は全体的には73.8%（347/470）、定義無しが26.2%（123/470）で、学習関連図書群「有り」の大学の7割以上が、何らかの説明をウェブ上に記載している。大学種別ごとの割合を図6に示す。

国立ではB規模大学で100%、A規模で約90%、D規模で約75%、C規模で約71%と高い割合で記載が確認できた。私立はA規模が約88%、B規模80%、C規模約71%、D規模約68%であった。公立は、国立・私立に比べると低い割合で、D規模大学が約58%だが、A・B規模は62.5%、C規模は61.2%と大体6割は確認できている。

次に、定義が確認できた347大学を対象として、その定義の内容を分類する。定義や説明文の内容から、主要な要素を抽出した上で、表6のように、大学の授業に関連させて教科書以外で学生に課す必読書あるいは授業用に貸出制限がかけられている資料等を本来の指定図書に近い内容として定義1、授業に関連するが参考程度でシラバスに掲載された教科書・参考書等、あるいは授業に

表5. 学習関連図書群の名称の分類

|     |                                                                                                                     |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称1 | 指定図書、リザーブ・ブック、リザーブ図書、課題図書、reserved books、定期試験の課題で必読資料として指定された図書（オーバーナイトローンサービス）、課題関連コーナー、科目必読図書、レポート用図書、課題関連指定図書    |
|     | 教員指定図書、教員・コース指定図書                                                                                                   |
|     | 学生用指定図書                                                                                                             |
| 名称2 | 教科書指定図書、指定教科書、授業で指定された教科書、授業指定図書、教材指定図書、講義用テキスト、教科書参考書、テキストコーナー、教科書・参考書コーナー、選定図書                                    |
|     | シラバス掲載図書、シラバス図書、履修要項掲載参考図書、シラバス講義指定図書                                                                               |
|     | 学習参考書、指定参考図書、学習図書、学生用図書、教育参考図書、指定推薦図書、教員指定参考書、授業参考書、テキスト・授業用参考書類、授業関連書、教職員推薦図書、教養教育推薦図書、講義関係図書、講義参考文献、授業参考図書、学科推薦図書 |

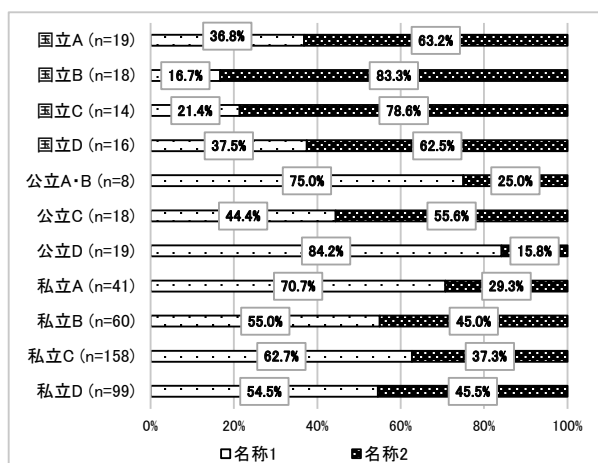


図5. 学習関連図書群の名称の割合 (n=470)

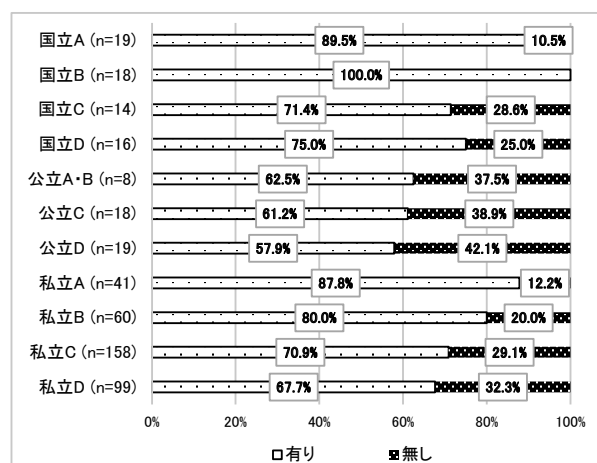


図6. 学習関連図書群の定義（説明）の有無 (n=470)

関係は無いが教員が学生に推薦する図書等を定義2として、振り分けた。

表6の分類に基づき学習関連図書群の定義を集計したところ、図5の名称の割合と異なり、本来の「指定図書制度」を思わせる定義1の割合が約33%（114/347）と低く、逆に定義2の方が約67%（233/347）で高いという結果が示された。それを規模別にまとめたものを図7に示す。

国立大学はA～D規模全てにおいて、定義2が7～8割で、図5の名称の割合と同等あるいはそれ以上である。公立は、C規模大学の定義2の割合が約91%、A・B規模が80%と高く、D規模は約55%ではあるが、図5の名称2の割合と比較すると高い。私立も公立と同じく、図5の名称と逆転した結果になり、B、C、D規模それぞれ約69%、67%、64%と6割を超えている。

図5と図7から、名称から受ける印象と、実際どのように運用するかの定義との間にはギャップが存在すると分かる。この確認のために、国公立別に「名称」と「定義」のクロス集計を行った。学習関連図書群の「定義無

表6. 学習関連図書群の定義（説明）の分類

|     |                                                                  |
|-----|------------------------------------------------------------------|
| 定義1 | 必読・課題に不可欠                                                        |
|     | 授業用・貸出利用制限                                                       |
| 定義2 | シラバス掲載教科書・参考書等（図書館に全て所蔵されているケースと無いケース、どちらも含む）                    |
|     | 授業関連図書、教員・学部・学科等による授業用の推薦本、教科書・参考図書（必読か不明・シラバス掲載か不明）             |
|     | 教員・学部・学科等による推薦本（授業に限定しない）、図書館が参考図書などとして指定した資料、授業と関連するか不明だが特別貸出資料 |

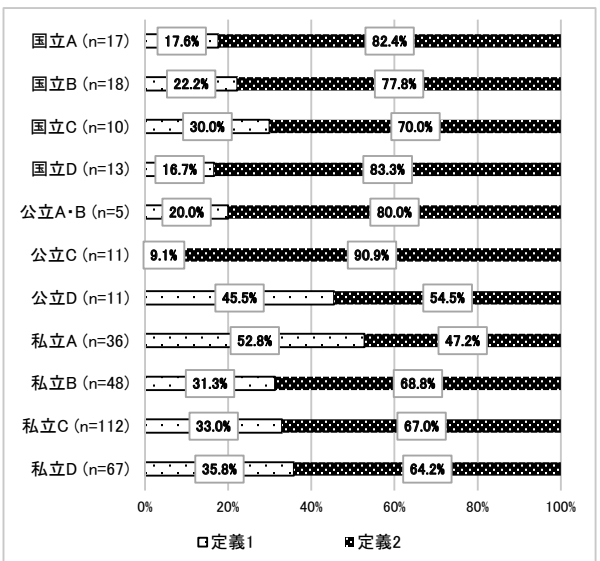


図7. 学習関連図書群の定義1,2の割合 (n=347)

し」は除外して集計を行っているため、国公立それぞれの母数は57大学、27大学、263大学となる。表7～9にその結果を示す。これにより、名称2の図書群で定義とのギャップが生じているケースは国公立全ての大学で0～7%と非常に少ないことが分かる。一方、名称1の図書群で定義とのギャップが生じているケースは比較的多く、国立で約36%、公立で約56%、私立で約43%となっている。4.1.1で、「国立大学のみ、名称1の割合が圧倒的に低い」としたが、定義とのギャップを考慮すると、公立や私立でも、実際は本来の「指定図書制度」のような運用の割合はもう少し低い可能性がある。

名称1と定義1の一致した組合せのケースから具体的な定義をいくつか書き抜くと、国立では「教員が講義等に直接関連し、学生が必読すべきものとして指定した学生専用図書」、公立では「授業のレポート課題に関わる課題図書」、私立では「担当科目の受講生に、教科書の内容を補完するため通読、または章・ページ等を指定して必読を課す図書」などの文言が見られた。

次に、名称と定義に不一致が生じたケースを整理する。例えば表7では名称1で定義2になっているケースが5件ある。この場合、名称から本来の指定図書制度の

表7. 名称と定義のクロス表（国立大学）(n=57)

|     | 定義1   | 定義2   | 合計     |
|-----|-------|-------|--------|
| 名称1 | 9     | 5     | 14     |
|     | 64.3% | 35.7% | 100.0% |
| 名称2 | 3     | 40    | 43     |
|     | 7.0%  | 93.0% | 100.0% |
| 合計  | 12    | 45    | 57     |
|     | 21.1% | 78.9% | 100.0% |

表8. 名称と定義のクロス表（公立大学）(n=27)

|     | 定義1   | 定義2    | 合計     |
|-----|-------|--------|--------|
| 名称1 | 7     | 9      | 16     |
|     | 43.8% | 56.3%  | 100.0% |
| 名称2 | 0     | 11     | 11     |
|     | 0.0%  | 100.0% | 100.0% |
| 合計  | 7     | 20     | 27     |
|     | 25.9% | 74.1%  | 100.0% |

表9. 名称と定義のクロス表（私立大学）(n=263)

|     | 定義1   | 定義2   | 合計     |
|-----|-------|-------|--------|
| 名称1 | 89    | 66    | 155    |
|     | 57.4% | 42.6% | 100.0% |
| 名称2 | 6     | 102   | 108    |
|     | 5.6%  | 94.4% | 100.0% |
| 合計  | 95    | 168   | 263    |
|     | 36.1% | 63.9% | 100.0% |

ような運用が行われているような印象を受けるが、定義を確認すると実は必読の要素はなく薦める程度の運用になっているものである。そのため、名称に引きずられることなく、実際の運用状況を把握するため、運用1が本来の「指定図書制度」に近い運用、運用2がそれ以外の学習関連図書群の運用として図5を集計し直した。実際の作業は、表7の名称1で定義2になっているケース5件であれば、この5件は名称1ではあるが、運用2に分類されることになる。「定義なし」に該当したケースに関しては、名称以外に運用を確認する手段が無いため、名称から判断した分類をそのまま運用に転用した。全体的には運用1が約41%（194/470）で、運用2が約59%（276/470）となり、図5の名称の割合の結果と逆転した。これを大学種別にまとめ図8に示す。

図5と比較すると、依然として国立大学は公立、私立よりも運用2の割合が大きい。

公立は、全体的に運用2の割合が増え、特にD規模大学は15.8%から42.1%に増えた。元々55.6%と公立では最も高い割合を示していたC規模大学も66.7%に増えた。A・B規模大学は、図5では名称1が75%と高い割合を示していたが、図8では運用2の割合が増え、いずれも50%となった。私立も公立と同様に、全ての規模で運用2の割合が増えたが、特にC規模は約22%増え、約59%になった。A規模は約15%増えて約44%、B規模は18%増えて約63%、D規模は9%増えて約55%である。図5では、公立と私立大学において、名称1が名称2を上回る割合の大学は公立C規模以外全てが該当したが、図8では、運用1が運用2の割合を上回る大学は、公立D規模と私立A規模のみとなり、名称と定義との間のギャップの存在は明らかである。

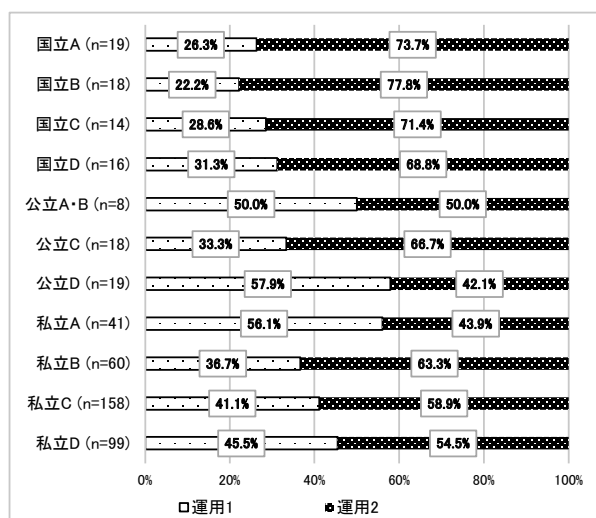


図8. 学習関連図書群の運用1、2の割合 (n=470)

## 4.2 インタビュー調査から得られた結果

ウェブ調査で得た学習関連図書群の有無および名称・定義を元に、インタビュー調査の協力館（表1）の状況をまとめたものを表10に示す。

表10の情報に基づき、インタビューで現場の実際の運用について確認を行った。まず、「名称1」&「定義1」の9館に名称1の図書群が実際にどのように運用されているのかインタビューした内容の要約を表11に示す。

ほぼ全ての館に共通しているのは、教員から申し込みがあったものに利用制限をかけ、別置する点である。L9のみ教員からの申し込みではなくシラバス掲載の資料を一部ずつ用意する形である。申し込みの際に「授業名」を確認するケースが4館、課題や課題のメ切などを確認するのはL8の1館のみであった。L11は申込時に課題の確認等はしないが、「特定の本の利用が急増すると、図書館員が学生に声をかけ、課題が出ているのか確認し、担当の先生に図書館員側から指定図書の案内をすることがある」としている。L14は教員との連携について「図書館が教育支援をするのにどこまで踏み込んでいいのかという先生方のお考えが多分違う」ため、「各先生のお考えなどを聞きながらやっていかなければいけない」ことの難しさがあるとした。L10、11、12、13からは、名称1の図書群以外にシラバス掲載の参考書等も収集しているとの説明があった。L11、12は教務などから入手するシラバスデータから手作業で重複チェックや収集作業を行っている。L11、13は全学ではなく特定のキャンパ

表10. インタビュー協力館における学習関連図書群

| 協力館 | 学習関連図書群 |     |     |     |     |
|-----|---------|-----|-----|-----|-----|
|     | 無       | 名称1 | 名称2 | 定義1 | 定義2 |
| L1  | —       | ○   | —   | ○   | —   |
| L2  | —       | —   | ○   | —   | ○   |
| L3  | —       | —   | ○   | —   | ○   |
| L4  | ○       | —   | —   | —   | —   |
| L5  | —       | —   | ○   | —   | ○   |
| L6  | —       | ○   | —   | —   | —   |
| L7  | ○       | —   | —   | —   | —   |
| L8  | —       | ○   | —   | ○   | —   |
| L9  | —       | ○   | —   | ○   | —   |
| L10 | —       | ○   | —   | ○   | —   |
| L11 | —       | ○   | —   | ○   | —   |
| L12 | —       | ○   | —   | ○   | —   |
| L13 | —       | ○   | —   | ○   | —   |
| L14 | —       | ○   | —   | ○   | —   |
| L15 | —       | ○   | —   | ○   | —   |
| L16 | —       | ○   | —   | —   | ○   |
| L17 | —       | —   | ○   | —   | ○   |
| L18 | —       | —   | ○   | —   | ○   |

表11.「名称1」「定義1」の9館の運用：要約

|     | 実際の運用の要約                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| L1  | 授業で使う図書を、年間を通してリザーブ、一冊禁帯出にして、常に閲覧できるようにしてあるもので、少し緩い指定図書制度かもしれない。一冊は必ず禁帯出、貸出用にもう一冊購入、という形を取っている。年度更新で、毎年300~400ぐらいのタイトルが指定されている。指定図書用の棚があり、ホームページでリストも公開してる。[必読かどうかなど] 細かくは確認しないが、授業名は確認する。                                                                                                                                                                |
| L8  | 参考図書として挙げられた本は、買えるものは全て買う。それ以外に、シラバス上に「追い追い説明します」「授業で適宜」のような記載もあるため、前期・後期の授業前に、担当教員に、シラバスに未掲載だが授業で紹介した本や、授業でレポートに指定した本を教えてくださいとメールを出す。レポートや課題の本があれば、先生がレポートのメ切等教えてくれるため、その日までは貸出期間、冊数、回数などに制限をかけ、別置する。申し込み用紙はレポート課題用と授業で紹介した参考書用に分け、メール添付で送付。                                                                                                             |
| L9  | 教科書、指定図書、参考書は必ず一部買って図書館に置く。基本的にシラバスに教科書、指定図書、参考書が挙げられている。<br>指定書はマニュアルで貸す関係もあり、1~3時間等の時間貸しで、カウンターのバックヤードの書庫に入れている。参考書と教科書は、カウンターの近くにコーナーを作って別置している。EAP（英語集中プログラム）対応の資料は、[同じ建物内にある語学学修に特化したセンター] のリザーブにあるが、建物全体ではなく、「図書館」として考えると、これらの資料は図書館管理ではない。                                                                                                         |
| L10 | 図書館は、教員からの指示があったものについて設定をしている。図書館側でそれらを精査することはないため、課題とどう関係するのかは答えられない。                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| L11 | 定義には「必読書」という言葉は含まれるが、先生が申し込まれる際に、課題か、必読かなどの確認はせず、どういう利用をされるかは全く分からない。特定の本の利用が急増すると、図書館員が学生に声をかけ、課題が出ているのか確認し、担当の先生に図書館員側から指定図書の案内をすることがある。同じ本が一斉に利用されると図書館も困るため、どのような課題が出ているのか事前に知らせてもらえると有難い。                                                                                                                                                            |
| L12 | 先生から指定図書の申請があれば指定図書コーナーへ配架し、館内閲覧にする。半期ごと又は通年で入れ替える。新規購入の場合もあれば既存のものを閉架から出し配架することもある。指定図書ということは、先生が授業で何回か参照し、何か課題を出す時に「これを読みなさい」とか、「今度のテストで出る」ということで指定されることが目的だと思う。                                                                                                                                                                                        |
| L13 | 教員が指定をした図書について図書館が責任をもって学期間中は貸出カウンターに棚を設け、時間貸しでいつでも借りられるような形を取っている。借りるか借りないかは学生次第。指定をした図書でも一度も借りられない場合もある。複本も認め、同じ図書を3冊までは準備をする。何の課題に必要なまでは確認しないが、どの授業科目に対してのリザーブ図書かは分かる。                                                                                                                                                                                 |
| L14 | 授業に関係していることが原則。何のレポートで使うかはともかくとして、授業に連動したものということで、申込み用紙に、授業名で申し込んでいただくことになっている。図書を丸ごと全部読まなければいけないというよりは、授業で「この中から読んでください」と指示があったり、参考図書になったものを、学生に便利のように一所にまとめて置いている。貸出期間を制限したり、館内利用にすることで、多くの方が一度に利用しても対応できる。/[困難に感じることは] 図書館が教育支援をするのにどこまで踏み込んでいいのかという先生方のお考えが多分違うと思う。教員の領域に踏み込まないでという先生もいらっしゃる。各先生のお考えなどを聞きながらやっていかなければいけない。                            |
| L15 | シラバスに載るレベルの指定図書を、かつて別置して設けようとしたことがあったが、数からして断念した。複本はつらいので、一般書架の中で指定図書には「指定」というシールを貼ろうとしたこともあったが、これも数年で立ち消えになった。ここ10年ほどは、教員から「レポートなどで指定するので、貸出を制限してほしい」と要望があったものについて複本を購入し、別置し、館内利用にとどめる、ということをやっている。悉皆ではないが、教員の指定コーナーは設けている。毎年2回春学期と秋学期のタイミングで、非常勤の先生も含めて呼びかけはするが、決まった先生がリピーターとして利用することが多い。申し込み時は、課題であることや、授業名は聞いているが、どういう課題の…という具体的な理由を聞くことはなく、管理もしていない。 |

スや学部用に収集している。

次に「名称2」と「定義2」の5館にインタビューした内容の要約を表12に示す。

5館全てが「シラバス掲載図書」を整備しており、L2とL7は専用棚に別置しているが、L3、5、18は一般図書と混配している。全ての館で図書館員（あるいはスタッフ）がシラバスで資料を確認する作業を行っており、L17以外の4館では、シラバスの資料記述欄が統一されていないことや、データが授業単位ごとにしか入手できない、入力データが不正確等、シラバスファイルの不備により、書誌同定や重複チェックに相当な時間がかけ

られている。この点についてはL11からも同様の発言があった。

指定図書のような図書群が無い確認したところ、L2は「授業で指定した課題図書を、所在コード等は別に作らずに置いているコーナーはあるが、教員の研究費で、消耗品として購入したもの。先生から相談があった場合は、先生の研究費や、学部から予算措置をされて図書館に置くだけなら対応できる」、L5は「ご相談は個別に受けたことはある。カウンター取り置きにしたところ、あまり利用がなかった。制度として指定図書があれば、棚を一つ作るということもできるが、今はしていな

表12. 「名称2」「定義2」の5館の運用：要約

|     | 実際の運用の要約                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| L2  | 毎年シラバスに載ってる教科書と参考書を全部揃えている。購入していないものは新規で購入することになり、重複調査等含めてリストを図書館員の方でチェックする。重複調査と購入は2係で行う。館内にあるものは入れ替えたり、シラバスから除外されたものは戻したりというメンテナンスもする。手順の簡略化はしているが、時間はかかる。シラバス掲載図書用に棚を設け、学部ごとに色を変えたシールを貼っている。OPACでは「配架場所」でシラバス掲載図書を絞り込むことができる。                                                                     |
| L3  | シラバスには教科書と参考書の2つ項目があり、両方買うようにしている。毎年、各学部で先生が書いたシラバスを集め、本の部分だけ抽出したExcelファイルが送られてくる。それを図書館で分解して、リストにする作業をする。シラバスの入力フォームに「図書」を分けて入れる形になっていないため、バラバラした形でExcelが届く。それを係で整理して、所蔵の有無を確認し、新規のものは発注をかける。その調整後、図書館システムに手作業で入力する。システムに入力するようになり、検索ができ、一覧で見れるようになり、貸出ランキングでもシラバス掲載図書が多いと分かる。可視化でき、役立っているが、手間ではある。 |
| L5  | 語学の教科書は除いているが、シラバスに載っているものは購入する。コーナーは設けずに、一般のものと同じように混配で、貸出も普通に行っている。シラバス掲載資料は、図書館員が教務からシラバスの元データをもろってピックアップしている。シラバスのメ切りがズレ込むと新年度の初めに購入が間に合わず、資料が揃うのが遅くなる。OPACでは「推薦」にはタグ付けをしているが、シラバスにはしていない。                                                                                                       |
| L17 | シラバスに掲載されている教科書や参考文献のコーナーを設けている。シラバスに書いてある資料を図書館職員が発注をかけ、図書館の一角に置くという形。OPACでリストを出すことも可能。                                                                                                                                                                                                             |
| L18 | シラバスに載っているものを抽出して配架している。以前は「教科書コーナー」を設けていたが、数量が多くなかったため、コーナーを設けず、一般の書架でブラウジングできるようにした。次年度からは教科書や授業用参考図書であることをOPACのタグ機能を使って、もう少し分かりやすくする。シラバスからリンクが張られているわけではない。シラバスは、テキストや授業用参考図書が一つのセルに入っているようなデータで、授業単位ごとにもらうため、重複調査から始まり手間がかかる。もう少しシラバスのものとシステムティックに連動していれば、電子ブックももっと使ってもらえる。                     |

表13. L6とL16の学習関連図書群の運用：要約

|     | 実際の運用の要約                                                                                                                                                                                                                     |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| L6  | 医学部では、シラバスで教科書、参考書に指定されているものを、指定図書という枠にしている。医学部は一年生みんな同じ授業を受けているため、同じタイミングで使う資料がある。資料が回らなくなることがあるため、医学部のシラバス図書は貸出期間を短くするために、指定図書という枠で別の設定にしている。先生たちがどういう考え方で指定しているかは図書館としては分からない。少なくとも学生の利用機会が他と比べて多いだろうという考えから、利用期間を短くしている。 |
| L16 | 前期・後期に全ての先生方に、指定図書コーナーに配架する図書を呼びかけている。毎年、おなじみの先生方からのリクエストがあり、それを配架しているような状況。新規の開拓はなかなかできない。申し込み用紙に、授業の課題に利用するかどうかを書く欄はなく、図書館の方では把握していない。                                                                                     |

い」、L17は「シラバス掲載図書については、貸出は不可で館内閲覧のみになっている。その他の資料について、先生から貸出制限をかけてほしいという要望が来た場合には、図書館長と相談の上検討する」、L18は「指定図書制度は無いが、1科目5冊までは禁帯出にできる。先生に個別にお申し出いただいて、個別に処理することになる」とのことで、指定図書制度が無い（＝「指定図書制度」としての予算措置が講じられていない）場合も教員からの個別の申し込みで対応するケースが確認できた。

次にL6、L16について、いずれも名称1の図書群があるが、L6はウェブ上で定義が確認できず、L16は説明文に「課題」、「必読」、「利用制限」などの運用が読み取れなかったことから「定義2」の分類になっている。この2館のインタビュー内容の要約を表13に示す。

L6は、特定の学部のシラバスで教科書や参考書に指

定されているものを「指定図書」として、利用制限をかけている。教員からの申し込み制ではなく、表12のシラバス掲載図書の運用に近い印象である。L16は、教員からの申し込み制で、別置の棚があるが、授業の課題かどうかなどの確認はしていない。表11のL10～12の運用に近いと思われる。

最後に、表10で学習関連図書群「無」と示されている2館であるが、「無」というのは「ウェブ調査で情報が確認できなかった」ことを意味するものであり、実際には何らかの学習関連図書群を設置している可能性が高い。ウェブ調査で把握できなかったことをインタビュー調査で補完する必要があるため、質問をする際にはまず学習関連図書群の有無を確認した上で、設置されている図書群について運用を確認した。インタビュー内容の要約を表14に示す。

L4は、図書群に明確な名称は付いていないが、シラ

表14. 学習関連図書群「無し」の2館の状況：要約

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| L4 | 先生方には電子シラバスの教科書欄、参考図書欄に必要な事項を入力してもらい、その入力期間が過ぎたら、図書館で操作をして、Excelでシラバス教科書欄、参考図書欄のデータをダウンロードする。それを手動でチェックし、無かったら買い、収集が終わったら、また手動でOPACのリンクをつけてアップロードする。完全に自動ではないが、リストを図書館で作る必要がなく一気にダウンロードできるのは楽。                                                                           |
| L7 | 以前はシラバス掲載図書を調べ、網羅的に購入してコーナーを作っていたが、シラバスの調査に大変な時間がかかり、資料の情報を正確に載せていない先生も多いため、資料の同定を始めるところから大変苦勞するというような状況だった。購入も図書館での提供も遅れがちということと、必ずしも図書館に備えつけないでも良い書き込み式問題集のような資料の掲載が多かったことなどが理由で、網羅的に購入するスタイルは止め、事前に先生方に、授業関連図書として図書館に備えつけてほしい図書があるか伺いをし、返答があったものを購入し所蔵するというスタイルに変更した。 |

バスに掲載された図書を収集している。収集の段取りは表12の複数館とほとんど同じだが、シラバスの資料記述欄のデータが一気にExcelでダウンロードできる点は「楽」とのことであった。L7は、シラバス調査に時間がかかる等の諸事情により、シラバス掲載図書を網羅的に収集することは止め、教員からの申し込みがあった場合に限り購入して所蔵するスタイルに変更している。

この2館に「指定図書」のような図書群があるか尋ねたところ、L7には無く、L4は「先生が研究費で購入した図書を「授業で使うから図書館に置いてほしい」というのは何件もあり、一般書架に混配している」とされ、L2の対応と類似している。また「授業で使うものは全部シラバスに載せてほしいと伝えているが、載っていないものもある」ため、L4はL1と同様に、「学生の様子を見て課題が出てくるんじゃないかなと思ったら声をかけて確認する」ようにしているとのことであった。

#### 4.3 質問紙調査から得られた結果

まず、本質問紙調査の回答者の所属における大学図書館S1、S2、S3は全て、ウェブ調査で示された運用区分（図8）で「運用1」に分類されており、指定図書制度あるいはそれに近い運用の学習関連図書群を持つという点で偏りはないことを確認した。

質問紙で用意した9つの設問の内、本稿で集計するのは、①「授業のシラバスに、授業の参考となる資料（テキスト以外）が記載されていることがあります。これらの参考資料について、課題で「必読」と指示されていなくても、手に取って読むようにしていますか」という質問に対し、「必読の指定がなくても、シラバスに記載がある資料は必ず読んでいる」、「必読の指定がなくても、自分が興味を惹かれるタイトル、内容であれば、読んでいる」、「必読で無い場合には読まない」、「シラバスの参考資料の欄は見ない」、「その他」の5つの選択肢から1つを選択する設問、②「大学に入学してから、履修している授業の中で、授業課題のために絶対に利用しなければ

ならない図書館資料や図書館データベースを指定されたことがありますか」という質問に「はい」「いいえ」を選択する設問である。

まず、①の設問を集計するにあたり、1つ目と2つ目の選択肢は統合し「必読でなくても、シラバスに記載がある資料は読むことがある」という項目にした。また、「その他」は選択されなかったため、項目から外した。有効回答248中、「必読でなくても、シラバスに記載がある資料は読むことがある」が選択された全体の割合は約40%、「必読で無い場合には読まない」の割合が約58%、「シラバスの参考資料の欄は見ない」は約2%であった。

図9は、「必読でなくても、シラバスに記載がある資料は読むことがある」と回答された割合を、対象大学別、学年別、学問領域別、科目別にまとめたものである。

全体の割合と同様、概ね「必読でなくても読むことがある」の割合は、「必読で無い場合には読まない」の割合を下回る。特にその傾向が強く出ているのは大学別の集計で、28.6%となっているS3大学である。逆に「必読でなくても読むことがある」の割合が上回るのは学問領域別の「STM」66.7%と科目別の「数理統計」54.5%であるが、特に前者は母数が少ないため、解釈には注意

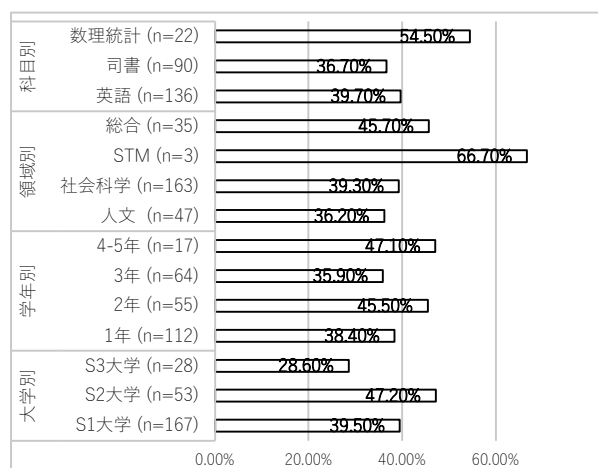


図9. 必読でないシラバス掲載図書を読む割合 (n=248)

が必要である。

次に、授業で課題に必須の資料やデータベースを指定された経験がどの程度あるのか尋ねた②の設問について、全体としては経験「有り」が55.6%、「無し」が44.4%で指定された経験がある学部生の方が若干多い結果となった。経験「有り」の割合を対象大学別、学年別、学問領域別、科目別に集計した結果を図10に示す。

大学別には、約53～68%の間で差はあるものの、いずれの学部生も必須資料を指定された経験がある割合が高い。学年別の傾向を見ると、1年、2年は必須資料を指定された経験があるという回答が約46%、47%と少なく、3年、4年は約78%、69%と高い傾向が見られる。

学問領域別には、「人文学」が79%と必須資料を指定された割合が最も高く、その次に「社会科学」約55%が続く。「総合領域」は約34%、「STM」0%となっており、学問領域による資料利用法の特徴が表れている。

科目別に見ると、司書科目を履修している学部生は、約79%が必須資料を指定された経験有りと回答した。一方「英語科目」では約45%、「数理統計」では約27%となり、図書館が関係する科目とそうではない科目の履修者では、資料利用経験に差があることが示された。

## 5. 考察

1.3で設定したリサーチクエストンについて、RQ1は5.1、RQ2は5.2、RQ3は5.3、RQ4は5.4で検討する。

### 5.1 指定図書あるいは類似の図書群の割合・傾向

4.1.1で確認した通り、ウェブ調査では、日本の767大学の内約6割の470大学で学習関連図書群の存在が確認できた。大学種別ごとの傾向は、規模が大きいほど、設置母体では公立⇒私立⇒国立の順に、高い割合を示す。

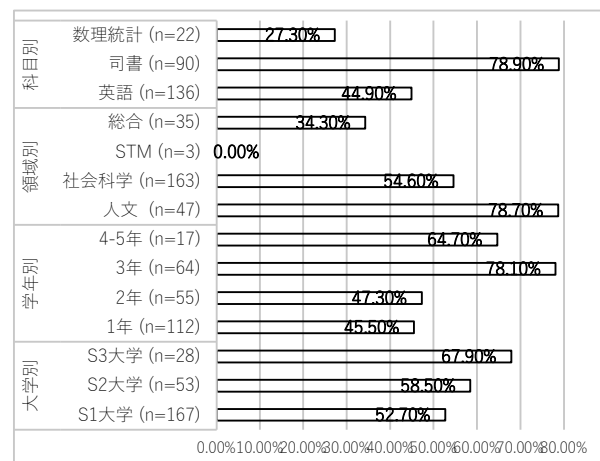


図10. 授業で必須資料・DB指定された経験有り (n=248)

これは大学図書館の基礎データ（図3. 奉仕対象学生総数、蔵書数、図書館費：平均）と同様の傾向である。

名称から判断すると、本来の「指定図書制度」あるいはそれに近い図書群が約56% (264/470) を占める（図5）が、定義と併せて判断すると約41% (194/470) が本来の「指定図書制度」に近い運用であると考えられる（図8）。1961年に日本図書館協会が実施した「指定図書制度」の調査<sup>5)</sup>では41.9%、2001年に三浦（2002）<sup>6)</sup>が実施した調査では約48% (226/470) となっており、それに近い結果が示された。指定図書に関しては、図8より、国立では公立・私立よりも指定図書の割合が低い傾向が見られるが、規模による傾向は特に見られない。

名称と定義から本来の指定図書に近いと判断できる約41%のケースの中には「課題」や「必読」などの言葉が文言に含まれるものも多く見られる。しかしインタビュー調査で8館（表11）の実際の運用について確認したところ、共通した要素は「教員から申し込む」、「利用制限をかけることができる」、「別置する」という点であった。教員からの申し込み制であっても、課題の内容や必読かなど図書館で把握していることは少なく「借りるか借りないかは学生次第」（表11、L13）という性格が強い。野田（1973）<sup>16)</sup>が「日本の大学における指定図書の現実の姿」として指摘したように、「選択必読性の強いもの」、あるいは松尾（1970）<sup>17)</sup>の言う「推奨型」や「放任型」が現在も日本の指定図書の主流となっている可能性が高い。

教員が指定図書を申し込む際には、実際に課題と関係する資料なのかは確認・関知しない館が大半であり（表11）、図書館員が教員の教育領域に触れない範囲で配慮しながら業務にあたっていることが窺えた。「図書館が教育支援をするのにどこまで踏み込んでいいのか」という先生方のお考えが多分違うと思う。教員の領域に踏み込まないでという先生もいらっしゃる」というL14の発言からも、大学教育に関しては、教員との間に一線引くべきとの考え方が読み取れる。例えば、事前に課題を知らせてもらえると助かるという気持ちを持ちながら、教員に事前に強く依頼することはせずに、来館する学生の資料利用の様子を観察することで、何か課題が出ていると察知し、学生に声を掛け、どの授業の課題か特定できれば、その課題に必要な資料に利用制限をかけることが出来る旨、担当教員に連絡する（L11）という図書館にとっては手数のかかる対応にも、同様に、各教員の教育領域にストレートに踏み込まない遠慮や配慮があると考えられる。

一方「指定図書制度」を採用していない場合でも、教

員から個別の申し込みがあれば、課題図書の利用に制限をかける等の対応を行う館が複数あった。予算面などで厳密には異なるが、教員や学生からすれば、上記の「推奨型」指定図書との区別がつかないレベルのサービスだと考えられる。

## 5.2 シラバス掲載図書等の割合・傾向

「シラバス掲載図書」など、授業や大学の学びに関連があると思われる図書群の運用が確認できた大学は約59% (276/470) あった。図8で大学種別ごとの傾向を見ると、国立大学は、規模に依らず、シラバス掲載図書などが7割前後の高い割合を占める。1965年には国立4年制大学の80.6%が指定図書制度を採用したにも関わらず、現在は指定図書ではなくシラバス掲載図書の割合が大きい理由としては、2.1.3で記したように「会計検査院から無駄遣いと指摘」<sup>22)</sup>され指定図書制度を縮小せざるを得なかった事情により、名称のみならず運用の方向転換も一斉に図られた可能性が考えられる。そのためか、名称と定義のギャップも公立・私立ほど大きくない。

公立と私立は本来の「指定図書制度」に近い「運用1」の割合が国立に比べると高いが、公立ではC規模、私立ではB～D規模大学は、「運用2」が多い(図8)。

インタビュー調査の対象館では、表12の5館の他、表13のL6、表14のL4もシラバス掲載図書の収集を行っている。また、指定図書を設けている表11の9館の内4館でもシラバス掲載図書を収集している。指定図書と異なり、「別置」、「混配」、「貸出不可」、「貸出可」など、図書群の運用は各館によって異なり、統一性はない。また、シラバスを選書ツールとして使うため、受入・購入の過程で教員と直接連絡を取る機会は少ない。ほとんどの館が手作業でシラバスの資料欄をチェックし、必要な図書の発注や配架を行う。複数の館に共通して聞かれたのは、シラバスファイルの不備が一因となり、書誌同定や重複チェックに相当な時間と労力がかかる点である。遠藤ら(2006)<sup>27)</sup>が開発したシステムで図書館員や教員の労力軽減について提案し、片岡ら(2011)<sup>30)</sup>が学務システムと図書館システムの連携の兆しに言及しているが、実際は現在でも実現できていない大学が多いことが窺える。

## 5.3 シラバスの活用

1.1で触れたように北米ではシラバスが大学図書館員にとって、授業に関連した資料の追加のみならず、教員とのコミュニケーションにも非常に役立つ情報源であることが報告されている<sup>1)2)3)</sup>。日本の大学図書館における

シラバスは、教員との連携を活発にする役割よりも、教員の協力を得ることが難しい場合でも授業と関連の深い学習関連図書群の選書を行えるツールとしての役割を担う傾向が見られる。

しかし、指定図書については、シラバス確認に膨大な時間がかかることから、教員から申し込まれた図書を採用する方法に切り替えた館も見受けられ、シラバスが利便性の高い選書ツールとして有効に機能しているとはいえない。

シラバスの活用が上手くいかない理由は大きく2つある。1つは、シラバス入力フォームやシステムの不備であり、今後改善が期待される。もう1つは、シラバス掲載資料が必ずしも課題、必読であるとは限らず、また、課題や必読の資料が必ずしもシラバスに掲載されていると限らない点である。表11のL8のように「担当教員に、シラバスに未掲載だが授業で紹介した本や、授業でレポートに指定した本を教えてくださいとメールを出す」という対策を取らない限り、実質的な授業との連携は難しいと思われる。

## 5.4 学部生にとってのシラバス掲載図書と必読書

質問紙調査では、調査対象である私立3大学においては、学部生が所属する大学、学年、学問領域、履修科目に関わらず、シラバス掲載図書が「必読で無い場合には読まない」の割合が「必読でなくても読むことがある」を上回る結果が示された(図9)。これは長澤(2002)<sup>4)</sup>の「必読文献でない文献」で「学生の読みを動機づけるのは難しい」という指摘を裏付けるものである。

課題に必須の資料やデータベース等を指定された経験の有無について、全体的には「有り」(55.6%)が「無し」(44.4%)を上回っている。しかし、図9を確認すると、大学別では全体の割合と大差ないものの、学年別では学年が上がるほど必須資料を指定される機会が増える傾向にある。学問領域では人文学と社会科学で必須資料を指定される機会が多いという特徴が見られた。履修科目別では、司書科目を履修している学生の約79%が必須資料を指定された経験があると答えている。これは学生の傾向の他に、授業の性格および担当教員の教授法の影響も大きいと推察される。いずれにしても、図書館が関係する科目(本調査では司書科目)を履修する学生と比較すると、そうではない科目(本調査では英語や数理統計科目)の履修者は、必読書を指定される機会が少なく、シラバス掲載資料を読まない可能性が高くなる。



## 5.5 本研究の限界

本研究には研究デザインやデータの収集範囲の点で限界がある。3種類の調査方法を採用したが、ウェブ調査以外は調査協力者を得ることが容易ではなく、3つの調査で調査対象の統一を図れなかった。

インタビュー調査の対象は18大学であったが、調査依頼はこの倍以上の数の大学に出しており、ほとんどの場合依頼に対して未回答のままであった。業務の合間に調査のための時間を取ってもらうことになるため、協力を得ること自体が難しいと言える。そのような中でも大学種別や規模に偏りが出ないように選出した上で依頼をかけ、最終的には特定の大学種別や規模に偏重しない一定のバランスの取れた調査結果が得られたと考える。

質問紙調査については、特定の分野の授業を履修する学部生を対象に据えたため、まず授業を担当する教員に依頼をし、協力を得られた場合はその教員から履修学生に周知を図っていただき、さらに学生本人に同意を確認する、という複数のステップが必要な煩雑な設計となった。教員に授業時間を割いていただく必要のある依頼をすること自体ハードルが高く、今回は広範な調査は断念し、数校の私立大学の対象授業担当教員（予め連絡先が分かっている教員）に協力依頼をかけた。このような調査手法の制約から大学種別と規模の面で偏りが生じ（私立AとB）、ウェブ調査とインタビュー調査の対象とのバランスを取ることは出来なかった。しかし「図書館が関係する授業」と「図書館が関係しない授業」を履修する学部生による回答を比較するという本調査における最低限の目的は達成できたと考える。

唯一、網羅的に調査が実施できたウェブ調査についても、ウェブ上の情報の有無と、実際のサービスの有無が一致しない場合も考えられるなどの難点がある。データの精度は完璧とは言えないが、調査対象の手を煩わせることなく、このように大規模な調査が可能な方法は現時点で他に無く、本研究の調査手法としては最善だったと考える。

5.1～5.4の考察は、このような研究の限界を踏まえた上で行ったものである。

## 6. まとめ

本稿では、RQ1～RQ4の検討を通して、日本の大学図書館にシラバスや授業との連携がどの程度定着しているか、実情を明らかにした。

1960～1970年頃と変わらず、選択必読性の強い、あるいは推奨型や放任型の指定図書が現在も同程度あると同

時に、シラバスを選書ツールとした図書群の整備が多く大学の大学で行われていることを確認した。また、授業関連資料の重要性に対する図書館側の強い認識と、教員の領域に踏み込まない「配慮」とが根底に感じられる。しかし、必読でなければシラバス掲載図書を読まない学部生が一定数いるため、教員との協働をより強化することで課題と連携した必読書の指定も上手く活用され、学生の学習行動に良い影響を与えるような仕組み作りが今後一層期待される。

本研究の今後の課題は、現在進行中の大学教員に対する調査結果を合わせることで、授業と図書館との連携、協働についての可能性についてさらに探求していくことである。

## 謝辞

調査にご協力いただきました図書館員の皆様、先生・学生の皆様に心より感謝申し上げます。また、本論文を執筆するにあたりご指導・ご助言くださった全ての方に厚く御礼申し上げます。

## Bibliography

- 1) Sayles, Jeremy W. Course information analysis: Foundation for creative library support. *Journal of Academic Librarianship*. 1985, 10 (6), p.343-345.
- 2) Anderson, Renee Nesbitt. Using the syllabus in collection development. *Technicalities*. 1988, 8 (1), p.14-15.
- 3) Shirkey, Cindy. Taking the guesswork out of collection development: Using syllabi for a user-centered collection development method. *Collection Management*. 2011, 36 (3), p.154-164.
- 4) 長澤多代. 大学授業改革に求められる大学図書館の役割: 大学審議会答申における授業と図書館を中心に. *日本図書館情報学会誌*. 2002, 48(3), p.105-120.
- 5) 北島武彦. 指定図書制度について. *学術月報*. 1966, 18 (12), p.44-46.
- 6) 三浦逸雄ほか. 大学改革と大学図書館の学習・教育支援機能: アンケート調査結果. 大学図書館・教育支援機能に関する日米比較研究. 2002, 47p, (平成12-13年度 文部科学省科学研究費補助金(基盤研究(B)(1)) 研究成果報告書).
- 7) 青野伊豫児. 国際キリスト教大学図書館にみる指定書制度. *図書館雑誌*. 1959, 53 (7), p.224-225.

- 8) 新坂平次. 指定図書の在り方. 図書館研究集会報告書. 1960, 4, p.182-188.
- 9) 梶井知子. 大学図書館におけるリザーブ・ブック制度. *Library and Information Science*. 1963, 1, p.155-163.
- 10) 岩猿敏生. 指定図書制度について. 学術月報. 1966, 18 (12), p.48-49.
- 11) 松本郁子. 指定図書制度について. 大学図書館研究集会報告書. 1966, 第4回, p.198-200.
- 12) 北島武彦. 指定図書制度とその運用について (学生と読書 (特集)). 厚生補導. 1968, 30, p.20-27.
- 13) 近川澄子. 大学図書館におけるリザーブ・ブック制度の諸問題. 図書館研究集会報告書. 1961, 5, p.228-237.
- 14) 井出翁. 国際基督教大学図書館のレファレンス・サービス:現状と今後の課題. 図書館雑誌. 1962, 56(5) p.253-255.
- 15) 石川清治. 学生の図書館利用学習. 図書館界. 1965, 17 (2), p.34-45.
- 16) 野田正一. 岡山大学における指定図書制度:図書館備付図書総体における位置づけ. 大学図書館研究. 1973, 2, p.136-143.
- 17) 松尾恒雄. 薬科大学における指定図書制度. 薬学図書館. 1970, 15 (1), p.11-16.
- 18) 高鳥正夫; 津田良成. 大学図書館の運営. 勁草書房, 1985, 193p., (図書館・情報学シリーズ, 7) .
- 19) 日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編. 図書館情報学用語辞典. 第5版, 丸善出版, 2020, 287p.
- 20) 阪田蓉子. 大学中央図書館における対学生サービスの史的変遷 (下): 貸出と開架. 図書館学会年報. 1989, 35 (1), p.18-35.
- 21) 岩猿敏生. 大学図書館. 雄山閣, 1976, 295p., (日本図書館学講座, 第6巻) .
- 22) 柴田正美. 独法化構想と附属図書館. 情報: 総合情報センター年報. 2002, 8, p.59-67.
- 23) 笠間昭. 大学図書館におけるレファレンスサービスの当面する諸問題. 私立大学図書館協会会報. 1966, 41, p.41-50.
- 24) 濱野一彦. 図書館の教育への参加. 山梨大学附属図書館図書館報. 1977, 6, p.1-2.
- 25) 黒澤公人. 情報メディアの変化と大学図書館の対応: 国際基督教大学図書館を事例として. 大学図書館研究. 2004, 72, p.41-49.
- 26) 北川昌子. 学生の主体的な学びを目指すシラバスに関する教育政策と高等教育機関の動向: 短期大学の例. 大阪城南女子短期大学研究紀要. 2019, 53, p.19-36.
- 27) 遠藤教昭ほか. シラバスデータベースと図書館情報データベースの連携に関する研究. 学術情報処理研究. 2006, 10 (1), p.21-28.
- 28) 眞喜志まり. シラバス型パスファインダー作成の試み. 薬学図書館. 2008, 53 (4), p.329-335.
- 29) 中林雅士. NDC 分類を使った授業と図書館資料の連携. 大学図書館研究. 2012, 95, p.64-74.
- 30) 片岡真ほか. 図書館の検索インターフェースとユーザ支援技術. メディア教育研究. 2011, 7 (2), p.19-31.
- 31) 日本の図書館調査委員会. 日本の図書館: 統計と名簿 2019. [電子媒体版], 日本図書館協会, 2020.
- 32) 日本の図書館調査委員会. 日本の図書館: 統計と名簿 2020. 日本図書館協会, 2021.

(令和4年3月31日受付)

(令和4年8月26日採録)